



グリーンリストに関するワーキンググループについて

2023年10月5日

環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室



グリーンボンド、グリーンローン、サステナビリティボンドとは

- ◆ グリーンボンド・グリーンローンは、グリーンプロジェクトを資金使途とした資金調達方法
- ◆ グリーンプロジェクトとは、**明確な環境改善効果がある事業**のこと。
例) 再生可能エネルギー事業、省エネ建築物の建設・改修、生物多様性の保全、資源循環に関する事業等
- ◆ グリーンボンドの場合は債券発行、グリーンローンの場合は借入の形で資金調達を行う
- ◆ サステナビリティボンドは、企業や自治体等が、グリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクト（地域活性化、医療、女性活躍、福祉等）の両方を資金使途として発行する債券。

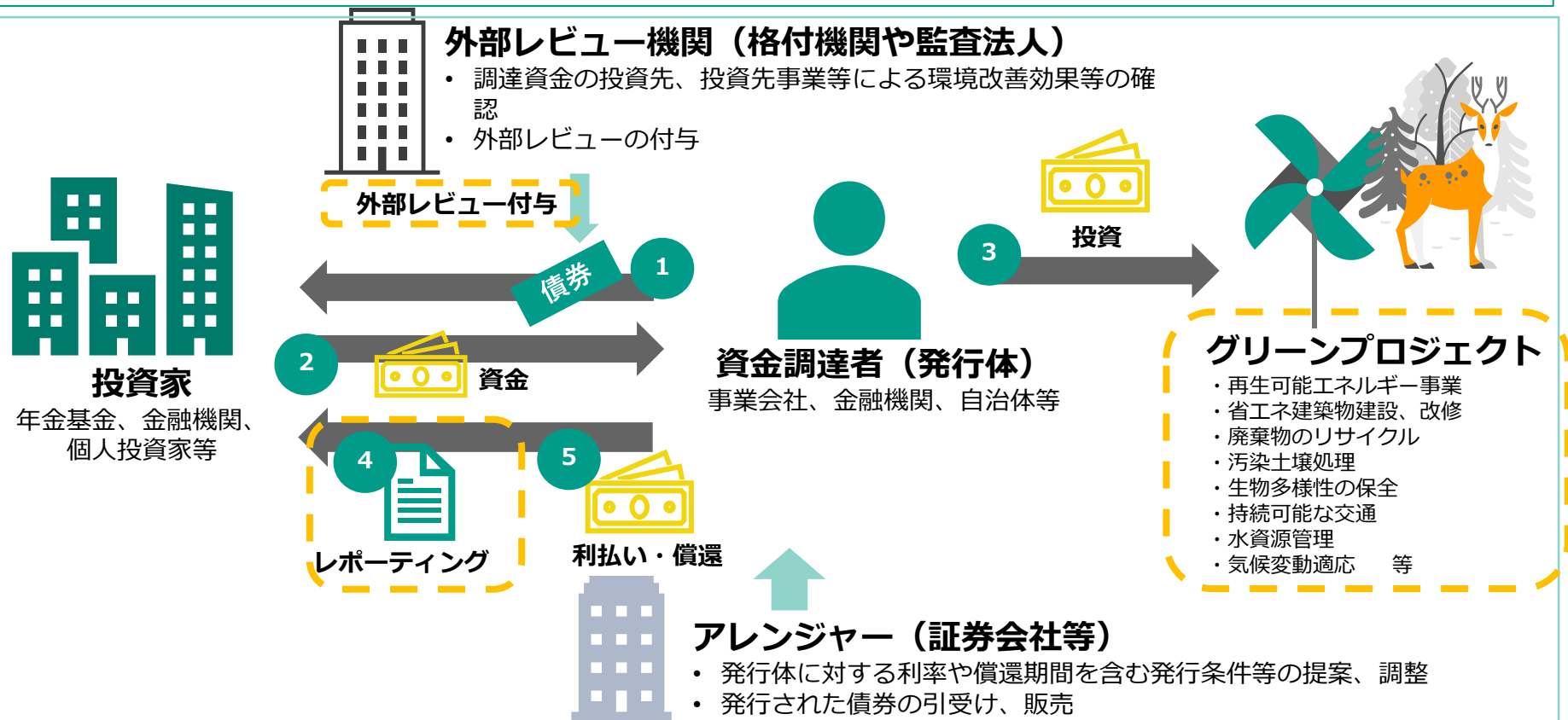
＜具体的な事例＞

種類	業種	資金用途	グリーンボンド等の分類区分
グリーンボンド	製造業	製造工程で発生する副産物のバイオマスのメタンガス化、電気自動車用部品の製造設備	汚染の防止と管理、再生可能エネルギー、クリーンな交通
	自治体	信号機のLED化、沿岸浅海域における藻場造成、治水ダムの建設	省エネルギー、自然資源・土地利用の持続可能な管理、持続可能な水資源管理
グリーンローン	小売	廃家電リユース工場の建設・廃家電リサイクル工場・廃棄物発電施設の新設	汚染の防止と管理
	不動産	グリーンビルディングの取得費用	グリーンビルディング



グリーンボンドの発行スキーム

- ◆ 通常の債券発行による資金調達とは以下の点が異なる（グリーンローンも同様）。
 - ✓ 資金使途が**グリーンプロジェクトに限定**される
 - ✓ **外部レビュー**（対象の資金調達が国際原則等で求められる事項を満たすかを、調達前後に評価するもの）**の取得**が重要な推奨事項となっている
 - ✓ **レポーティング**（資金の出し手へ当該プロジェクトの進捗状況や環境改善効果の情報提供を行うもの）が求められる



なぜグリーンファイナンスの拡大が必要なのか

グリーンファイナンスの推進は、気候変動問題をはじめとした環境課題に対応するための民間資金導入拡大を図る上で極めて有効な手段

- ◆ カーボンニュートラル実現等のためには巨額な投資が必要。そのためには、**公的資金のみならず、大量の民間資金の導入が不可欠。**
- ◆ グリーンボンドを始めとするグリーン性が保証された金融商品は、下記の理由から実際の環境インパクトを伴った民間資金導入を拡大するための有効な手段。
 - ・ 事前・事後の外部評価と市場への説明が行われることにより、**環境改善効果（GHG削減）が強く担保されること。**
 - ・ 国際原則に整合した国内ガイドラインに則って実施されることで**国内外でグリーンと評価され、国内外のESG資金による投資対象となり得ること。**
 - ・ 公募債の場合、**企業にとっても調達上のメリット（市場における安定的な償却、投資家層の拡大、低金利での調達等）があり得ること。**

グリーンファイナンスに関する検討会 事業会社（発行体）部門意見交換会 議事要旨より グリーンボンド等を利用した目的及びメリットについて

- ・ 経営戦略の一環としてサステナビリティが位置付けられたことを契機に自社の環境への取組のPRを行うことや、投資家の拡大・多様化を目的として利用
- ・ 当初はPRの目的だったが、ESGファイナンス市場の拡大等により、調達の安定化や経済的メリットも目的にしている
- ・ 自治体としては、環境政策の推進、市場の活性化、政策に関与する機会の提供、投資家への社会的責任を果たす機会の提供、自治体債のクレジット向上等が発行意義
- ・ 社会的な反響、投資家からの需要が大きかったことで、通常より低金利での調達が実現。また、投資家層の拡大を実感
- ・ 投資家との対話の機会を通じて、互いの考え方や取組への理解が深まり、調達の安定化につながった
- ・ 取組を通じて自社内の意識向上にもつながった

グリーンファイナンスに関する環境省のこれまでの取組

- ◆ 2017年3月：国内実務指針としてグリーンボンドガイドラインを策定。

国際資本市場協会（ICMA：International Capital Market Association）のグリーンボンド原則を基に策定。

- ◆ 2018年：グリーンボンド発行に要する追加的費用に関する補助事業を開始。

概要

- ・登録制度：グリーンボンド発行等に関わる証券会社、銀行、評価機関、コンサルを申請に基づき登録。登録済の事業者を使用することを補助要件に。
- ・費用補助：発行に係る追加的費用を補助。対象は評価費用及びコンサル費用等

- ◆ 2020年3月：グリーンボンドガイドラインを改訂。併せて、グリーンローン、サステナビリティ・リンク・ローンのガイドラインを策定。

国際動向及びICMAグリーンボンド原則の改訂を踏まえた改訂。

- ◆ 2022年7月：グリーンボンド等ガイドラインの改訂版、サステナビリティ・リンク・ボンドのガイドライン（新規策定）を発表。

- ◆ 2023年5月：サステナビリティ・リンク・ボンド（ローン）発行に要する追加的費用を補助事業の対象に追加

ガイドライン
整備

グリーンファイナンス市場の拡大

補助事業
（補助金）

グリーンファイナンスに関する国際原則と環境省ガイドラインの位置づけについて

- 国際資本市場協会（International Capital Market Association: ICMA）のグリーンボンド原則（GBP）は、国際市場で広く認知されている国際的なグリーンボンド発行のルール。資金使途の区分や、プロジェクトの評価・選定方法、事後的なレポーティング、外部レビューの在り方等の発行に関わる手続きの方法を規定。
- ローンについては、Loan Market Association, Asia Pacific Loan Market Association, Loan Syndications & Trading Associationの3団体が合同でグリーンボンド原則と同様の内容を規定するグリーンローン原則（GLP）を策定。
- 環境省グリーンボンド（ローン）ガイドラインは、ICMAのGBP（LMA等のGLP）に準拠しつつ、国内の資金調達の際のルールとして策定したもの。資金調達に関わる手続きに加え、付属書において、グリーンプロジェクトにおけるグリーン性の判断指針や、資金使途、評価指標（KPI）、ネガティブな効果等について具体的な例示を示している。

ICMAのGB原則/環境省のグリーンボンドガイドライン（付属書除く）での主な規定事項

4つの中核要素

推奨事項
重要

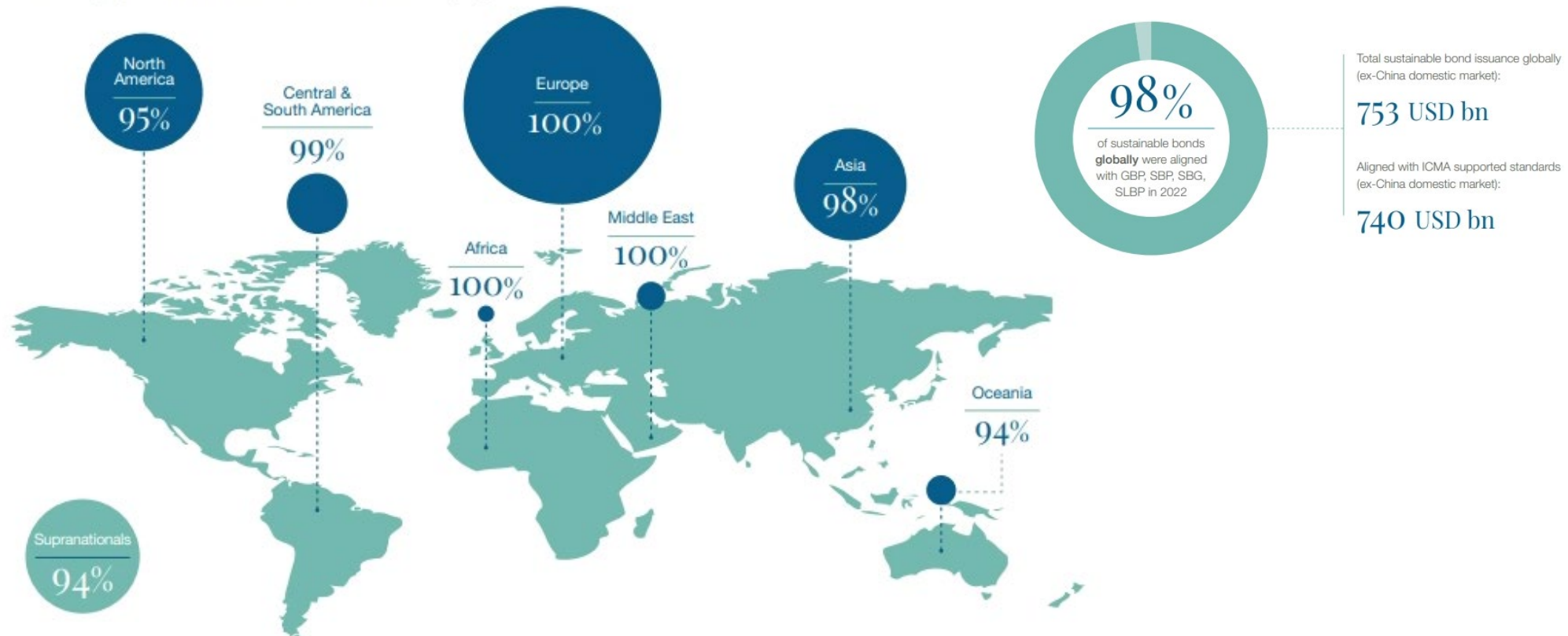
1. 調達資金の使途	グリーンプロジェクトの対象区分と具体例を例示
2. プロジェクトの評価と選定のプロセス	グリーンプロジェクトの選定基準やプロセス等について、投資家に伝達すべき点、発行体への奨励事項を規定
3. 調達資金の管理	調達資金は別勘定で管理すること、および、管理の透明性確保について規定
4. レポーティング	- 調達資金の使途に関するレポーティングの内容・開示等について規定 - 開示については、全調達資金が充当されるまで、毎年レポーティングを公開するべきと規定
グリーンボンドフレームワーク	- 発行体がGBの上記4つの中核要素との整合性等を説明する「グリーンボンドフレームワーク」の記載内容を規定 - 投資家が、GBフレームワークを直ちに入手できるようにするべきと規定
外部レビュー	発行前（グリーンボンド等とGBPの整合性）、発行後（調達資金の管理）の外部レビューを推奨

(参考) グローバルのサステナブル債市場におけるICMAの原則の位置付け

- 2022年に発行されたサステナブル債（グリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティ・ボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド）のうち、**98%がICMAの原則に準拠。**

Percentage of sustainable bonds by region that were based on GBP, SBP, SBLP (excluding supras) in 2022:

Circle size is proportionate to total sustainable bond issuance by region



グリーンリストに関するワーキンググループ設置の経緯とスコープ

- ガイドラインの改訂について議論するグリーンファイナンスに関する検討会においては、以下の論点が示された。
 - 今後も我が国のサステナブルファイナンス市場をさらに発展させていく観点からは、特に**新規調達者・分野への裾野拡大が求められ、そのためにはグリーンな資金使途に関するリストの更なる拡充が有用**であること、
 - リストの拡充にあたっては、国内外の動向や市場参加者の知見を採り入れつつ、ガイドライン付属書 1 別表の例示を定期的に更新し、**市場、政策、技術等の動向を継続的に反映する新しい「仕組み」の構築**が求められること
- 上記を踏まえ、グリーンファイナンスに関する検討会の下に、「**グリーンリストに関するワーキンググループ**」を設置し、グリーンプロジェクト等を例示した付属書 1 別表の拡充を検討していくこととなった。

グリーンボンド等のガイドラインの構成と本WGのスコープ

グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022年版

第1章 はじめに	21
第2章 グリーンボンド	30
第3章 サステナビリティ・リンク・ボンド	59
第4章 投資家に望まれる事項	71
第5章 本ガイドラインの改訂	72

グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022年版

第1章 はじめに	73
第2章 グリーンローン	81
第3章 サステナビリティ・リンク・ローン	108
第4章 貸し手に望まれる事項	119
第5章 本ガイドラインの改訂	120

グリーンリストに関するWGのメインスコープ



付属書1 明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトの判断指針	121
付属書2 環境改善効果の算定方法の例	131
付属書3 レポートの例	139
付属書4 KPIの例	142

※参考：付属書 1 はグリーンボンド及びグリーンローンの対象となるグリーンプロジェクトに関する付属書である

- 国内市場におけるグリーンボンド等の普及状況を受け、**2023年以降本文における国際原則に準拠した部分と国内独自の部分を整理**。国内向けの留意点や解釈が記載された箇所については、今後の改訂の際に別の章・付属書への移管を行う。
- 一方、付属書については、2022年7月のガイドライン改訂において、グリーン性の判断基準の明確化のため、グリーンプロジェクトの例示リストの拡充等を実施。今後は、特に新規発行者・分野での発行拡大の観点から、**グリーンな資金使途に関するリストの更なる拡充が有用**。
- このため、国内外の動向や市場参加者の知見を採り入れつつ、**付属書を継続的に拡充、更新していくための新しいスキームを構築**。

<新スキーム（イメージ）>

国内外の発行・調達実績等の
市場実態

グリーンプロジェクトに関する ワーキンググループ（仮称）

- ・ グリーンファイナンスに関する検討会の下部組織として、有識者から成る付属書の更新を目的としたワーキンググループを新たに設置。各インプットに基づき、付属書1別表の拡充・更新について年に数回審議。
- ・ 更新した付属書については、環境省HP上（グリーンファイナンスポータル）で公開。

定期的に更新

更新版付属書

具体的な相談事例等に関するフィードバック

グリーンファイナンスプラットフォーム

グリーンファイナンス関連ガイドラインの整理方針等について

- 今後の国際原則の改訂に備え、**2023年度中に、本文における国際原則に準拠した部分と国内独自の部分を整理**。2023年度以降のガイドラインについては、両者を明確に分けた形で改訂。
- 具体的には、ガイドラインを①**国際原則準拠部分**（第2章及び第3章の期待される事項と具体的対応方法）、②**国内向けの解説部分**（第1章はじめに、第2章及び第3章の一部（各金融商品の概要やメリット等）、第4章投資家（貸し手）に望まれる事項・第5章本ガイドラインの改訂）、③**付属書に分離し、①部分については、国内向けに解説を加えている部分についても整理・移管**を行う。
- なお、国際原則の解釈等については関連ガイダンスやQAで記載されるところ、**特に重要と考えられる原則の関連文書の和訳について、関係者とも連携しつつ検討**する。また、当該文書のグリーンファイナンスポータルへの連係を検討する。

付属書の拡充について

- グリーンプロジェクトに関するワーキンググループ（仮称）において、①**付属書の例示拡充に当たっての考え方**、②**個別の例示の拡充について議論**。
- 付属書の例示については、①**グリーンファイナンスプラットフォームによる発行・相談事例のインプット**、②**政策との連動などにより、更新・拡充**を行う。
- 具体的には、2022年7月の改訂で充実化を行った**気候変動緩和・適応分野の更なる拡充**に加え、**循環分野、自然資本・生物多様性分野等の拡充についても検討**する。

ガイドライン付属書 1 の構成

- 付属書 1 は、①**明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトの判断指針**、②**グリーンプロジェクトの判断の観点を踏まえた、具体的な資金使途、具体的な指標、ネガティブな環境効果の例示を国内外の知見や発行実績等を踏まえて一覧表として整理した別表**から構成される。

付属書 1

明確な環境改善効果をもたらす
グリーンプロジェクトの判断指針

別表

大分類

ICMA グリーンボンド原則の資金使途の分類

小分類

大分類に紐づく具体的な資金使途例

具体的な指標

レポート等において環境改善効果を算出する際の
具体的な指標の例

ネガティブな環境効果

グリーンプロジェクトを実施する際、本来の環境改善効果とは別に、
付随的に、環境に対して持つことが想定されるネガティブな効果の例

※参考：グリーンボンドガイドライン 2022年版 1 - 1 調達資金の使途

⑥グリーンプロジェクトが、本来の環境改善効果とは別に、付随的に、環境・社会に対してネガティブな効果も持つ場合には、投資家その他の市場関係者がその効果を適切に評価できるよう、発行体は、そのネガティブな効果の評価や、対応の考え方等も併せて説明すべきである。

グリーンプロジェクトの判断の観点

- 2022年7月のガイドライン改訂時、ガイドラインの付属書1において、グリーンプロジェクトの判断の観点を提示。
 - 明確な環境改善効果を持つ適格なグリーンプロジェクトであるかどうかについて、資金調達者が自ら事前評価を行うに当たって参照することができる観点。
 - あくまで明確な環境改善効果の判断に当たって参照し得るものであり、その全てを満たさなければグリーンプロジェクトと評価できない訳ではなく、案件の性質に応じて、それぞれの観点からの評価を踏まえて総合的に判断することが望ましい。

【グリーンプロジェクトの判断の観点】

- ① プロジェクトの実施により実現するアウトプットが、当該グリーンボンド・グリーンローンを通じて実現しようとする環境面での目標（ポジティブインパクト）につながる**ことが論理的に説明できること**
- ② **「BAU：Business as Usual（当該プロジェクトを実施しない場合、もしくは成り行きの場合）」との比較で、環境改善効果の測定に係る指標が明確に改善**することが見込まれる、又は、気候変動緩和の分野における再生可能エネルギー設備の導入など、社会経済状況に鑑みて当該分野で明らかに環境改善効果が期待できるプロジェクトであるなど、プロジェクト実施による環境改善が客観的に明らかであること
- ③ グローバルレベル、又は資金調達者が所在する又はプロジェクトを実施する国、地域若しくはセクター単位で、プロジェクトの実施により実現しようとする環境面での目標に関し**長期的な目標が存在する場合に（例えば、我が国における2050年カーボンニュートラルの実現）、対象プロジェクトの実施と当該長期的な目標の達成との間に原則として整合性があり、かつ、明らかな不整合が生じないこと**
- ④ プロジェクト実施により、本来目的とする環境改善効果とは別に、付随的にもたらされるおそれがある**ネガティブな効果を特定し、かつ、それを緩和・管理するプロセスを有していること**

グリーンリスト（付属書 1 別表）の位置づけ

- グリーンリストは、ICMAのグリーンボンド原則において示されている資金使途の例示の分類を元に、国内外の知見や発行実績等を踏まえ、**グリーンプロジェクトとして整理され得るものを例示したもの。**
- いずれの項目に関しても、**包括的な分類を意図したものではなく、ここに記載の内容に限定されるものではない。**
- ネガティブな効果に関する指標に関しては、**環境面からのネガティブな効果として想定される主要なものを列挙したものであり、事業内容等によっては、これら以外の環境面からのネガティブな効果もありうるほか、社会面からのネガティブな効果等も想定されることから、個別事例に応じて検討することが重要。**

大分類	小分類	レポート等において環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例	ネガティブな効果の例 ※注1参照
1 再生可能エネルギーに関する事業（発電、送電、機器含む。） ※注2参照	1-1 太陽光、風力、水力、バイオマス（持続可能性が確認されたもの又は廃棄物由来のものに限る。）、地熱等の再生可能エネルギーにより発電を行う事業	・CO2排出量の削減量（t-CO2） プロジェクトを行わなかった場合に想定されるCO2排出量（t-CO2）と、プロジェクト実施後のCO2排出量（t-CO2）を比較して算出	【太陽光】 ・土地造成や自然斜面への設置による地表面の浸食等による崩壊、濁水の発生、パワーコンディショナ等の附帯設備からの騒音等 ・パネルの反射光による影響 ・景観への悪影響 ・土地の改変による重要な動植物の生息・生育環境の縮小 ・発電設備の設置・不適正処理による悪影響、埋立処分の増加 等 【風力（陸上）】 ・風力発電機の稼働による騒音、低周波音 ・風車の影 ・鳥類のバードストライクや採餌や繁殖活動への影響 ・景観への悪影響 ・土地の改変による重要な動植物の生息・生育環境の縮小 等 （洋上風力の場合には以下の点にも留意が必要） ・海域生態系の変化 ・海生生物への影響 【水力】 ・貯水池の水の汚れや富栄養化 ・土地の改変による重要な動植物の生息・生育環境の縮小 等 【バイオマス】 ・バイオマス燃料のライフサイクル全体におけるGHG排出量の増加、施設や搬入用車両からの排ガスによる大気汚染、違法伐採、泥炭地開発等の土地利用変化や間接的土地利用変化等の燃料生産地における環境への悪影響、施設からの排水による水質汚濁、温排水による海域生態系への悪影響、騒音、燃料保管時の悪臭、食料競合 等 【地熱】 ・硫化水素の臭気等による影響、温泉への影響 等 【全体】 ・機器の製造過程において発生する有害化学物質等の一般環境への排出 ・工事に伴う騒音、振動など周辺への悪影響 等 その他、事業内容等により環境面からのネガティブな効果や長期的な目標との明らかな不整合が生じ得る場合は留意すること
	1-2 再生可能エネルギーにより発電された電気を送電する送電線や貯蔵する蓄電池等を設置し、維持管理、需給調整、エネルギー貯蔵等を行う事業	・再生可能エネルギーによる発電電力量（GWh） プロジェクトで建設された施設による再生可能エネルギー発電の電力量（GWh）	
	1-3 太陽光パネル、送電線、蓄電池等の上記の事業にて使用される機器を製造する事業	・製造工程における再生可能エネルギー利用率（％） 製造工程における再生可能エネルギー利用率（総エネルギー使用量に占める再生可能エネルギー使用量）を、プロジェクト実施前後で比較	
	1-4 太陽熱、地中熱等の再生可能エネルギー熱利用を行う事業	・再生可能エネルギーによる発電容量（GW） プロジェクトで建設された施設による再生可能エネルギー発電の容量（GW）	
	1-5 事務所、工場、住宅、データセンター等で使用する電力の一部又は全てに再生可能エネルギーを使用する事業		
	1-6 再生可能エネルギーに資するICTソリューション（維持管理システム、運用システム、最適需給調整等）を提供する事業		

(参考) ICMA原則における資金使途の「グリーンプロジェクト」の区分

■ ICMAのグリーンボンド原則においては、グリーンボンドの資金使途として考えられる「グリーンプロジェクト」の区分として以下を例示。

再生可能エネルギー	再生可能エネルギーに関する製造、送電、機器・製品を含む
省エネルギー	例えば、省エネ性能の高い建築物の新築、建築物の省エネ改修、エネルギー貯蔵、地域冷暖房、スマートグリッド、省エネ機器・製品
汚染の防止と管理	大気汚染の低減、温室効果ガスの排出抑制、土壌汚染対策、廃棄物の抑制・減少、廃棄物のリサイクルや熱回収を含む
自然資源・土地利用の持続可能な管理	持続可能な農業・畜産業・漁業・水産養殖業、生物学的穀物管理または点滴灌漑といった気候スマートファーム、植林や森林再生といった環境持続型林業、自然景観の保全及び復元を含む
陸上及び水生の生物多様性保全	沿岸・海洋・河川流域環境の保護を含む
クリーンな運輸	電気自動車、ハイブリッド自動車、公共交通機関、鉄道、非自動車式輸送、マルチモーダル輸送、クリーンエネルギー車両と有害物質の発生抑制のためのインフラの整備を含む
持続可能な水資源管理	清潔な水や飲料水の確保のための持続可能なインフラ、廃水処理、持続可能な都市排水システム、河川改修その他方法による洪水緩和対策を含む
気候変動への適応	インフラを気候変動の影響に対して強靱性のあるものとする取組や、気候観測および早期警戒システム等の情報サポートシステムを含む
サーキュラーエコノミーに対応した製品、認証を受けた環境認証製品	再利用・再生・改修された素材・成分・製品、循環型ツールやサービスの設計及び導入
グリーンビルディング	地域、国又は国際的に環境性能のために認知された水準や認証を受けた建築物の取得・建設

グリーンリスト改訂の方向性

グリーンリスト改訂の方針（案）

- 本グリーンリストは、国内における資金使途、評価指標（KPI）、ネガティブな環境効果の例について、ポジティブリストとして一覧表の形で整理することで、**資金調達者の潜在的な需要を喚起**し、グリーンファイナンス市場の発展を目指すものである。
- 本検討においては、グリーンファイナンスや環境分野の国内外の動向を幅広にとらえつつも、**資金調達ニーズの高い分野を優先して議論**することとし、**網羅性に重点を置くものではない**。また、足元の資金調達ニーズに加え、環境面での長期的な目標を踏まえ、リストへの掲載内容を検討する。
- グリーンリストにおける各項目の見直し方針については、前述の【**グリーンプロジェクトの判断の観点**】を前提としたうえで、下表とする。

項目	今回の見直しの方針
大分類	- ICMAの表現に基づく内容、順序としているため、基本的に変更はしない - ただし、表記ブレなどがみられる場合は統一する。 例：サーキュラーエコノミー、循環型経済⇒循環経済
小分類（大分類に基づく資金使途の例示）	- 足元の資金調達ニーズや環境面での長期的な目標を踏まえ、項目の追記・修正を検討。 - 必要に応じて見出しや構成を直すことも視野に入れる
レポート等において環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例	- 小分類の追記・修正等を踏まえ、項目の追記・修正を検討。 - ICMA（2023/6）Handbook Harmonised Framework for Impact Reportingや国内の環境分野の計画等の関連する文書を参照し、項目の追記・修正を検討。
ネガティブな環境効果の例	小分類の追記・修正や参照すべき国内の法制度等を踏まえ、項目の追記・修正を検討。

グリーンリスト改訂の方針（案）

大分類： 項目（1-1、1-2…）の追加・見直し
変更しない 各項目における記載内容の追記・修正

指標の例：
小分類の修正等に伴い指標の追記・修正

ネガティブな効果の例：
ネガティブな効果の追記・修正

大分類	小分類	レポート等において環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例	ネガティブな効果の例 ※注1参照
1 再生可能エネルギーに関する事業（発電、送電、機器含む。） ※注2参照	1-1 太陽光、風力、水力、バイオマス（持続可能性が確認されたもの又は廃棄物由来のものに限る。）、地熱等の再生可能エネルギーにより発電を行う事業	・CO2排出量の削減量（t-CO2） プロジェクトを行わなかった場合に想定されるCO2排出量（t-CO2）と、プロジェクト実施後のCO2排出量（t-CO2）を比較して算出	【太陽光】 ・土地造成や自然斜面への設置による地表面の浸食等による崩壊、濁水の発生、パワーコンディショナ等の附帯設備からの騒音等 ・パネルの反射光による影響 ・景観への悪影響 ・土地の改変による重要な動植物の生息・生育環境の縮小 ・発電設備の設置・不適正処理による悪影響、埋立処分の増加 等 【風力（陸上）】 ・風力発電機の稼働による騒音、低周波音 ・風車の影 ・鳥類のバードストライクや採餌や繁殖活動への影響 ・景観への影響 ・土地の改変による重要な動植物の生息・生育環境の縮小 等 （洋上風力の場合には以下の点にも留意が必要） ・海域生態系の変化 ・海生物への影響 【水力】 ・貯水池の水の汚れや富栄養化 ・土地の改変による重要な動植物の生息・生育環境の縮小 等 【バイオマス】 ・バイオマス燃料のライフサイクル全体におけるGHG排出量の増加、施設や搬入用車両からの排ガスによる大気汚染、違法伐採、泥炭地開発等の土地利用変化や間接的土地利用変化等の燃料生産地における環境への悪影響、施設からの排水による水質汚濁、温排水による海域生態系への悪影響、騒音、燃料保管時の悪臭、食料競合 等 【地熱】 ・硫化水素の臭気等による影響、温泉への影響 等 【全体】 ・機器の製造過程において発生する有害化学物質等の一般環境への排出 ・工事に伴う騒音、振動など周辺への悪影響 等 その他、事業内容等により環境面からのネガティブな効果や長期的な目標との明らかな不整合が生じ得る場合は留意すること
	1-2 再生可能エネルギーにより発電された電気を送電する送電線や貯蔵する蓄電池等を設置し、維持管理、需給調整、エネルギー貯蔵等を行う事業	・再生可能エネルギーによる発電電力量（GWh） プロジェクトで建設された施設による再生可能エネルギー発電の電力量（GWh）	
	1-3 太陽光パネル、送電線、蓄電池等の上記の事業にて使用される機器を製造する事業	・製造工程における再生可能エネルギー利用率（%） 製造工程における再生可能エネルギー利用率（総エネルギー使用量に占める再生可能エネルギー使用量）を、プロジェクト実施前後で比較	
	1-4 太陽熱、地中熱等の再生可能エネルギー熱利用を行う事業	・再生可能エネルギーによる発電容量（GW） プロジェクトで建設された施設による再生可能エネルギー発電の容量（GW）	
	1-5 事務所、工場、住宅、データセンター等で使用する電力の一部又は全てに再生可能エネルギーを使用する事業		
	1-6 再生可能エネルギーに資するICTソリューション（維持管理システム、運用システム、最適需給調整等）を提供する事業		